根室市選挙管理委員会告示第　１９　号

令和３年８月２２日執行予定の第１７回根室市議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序を決定するくじを行う日時及び場所は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１７５条第３項の規定により、次のとおりである。

令和３年６月１日

根室市選挙管理委員会
委員長　袴　谷　良　憲

記

１．くじを行う日時　　令和３年８月１５日　午後６時

２．くじを行う場所　　根室市常盤町２丁目２７番地
根室市役所３階　根室市選挙管理委員会事務室